

職務質問 違法と判断

東京地裁 都に5万円賠償命令

警視庁の警察官から
した。

違法な職務質問を受け
精神的苦痛を受けたと
して、会社員の男性が
東京都などに約一百万
円の損害賠償を求めた
訴訟の判決で、東京地
裁は二十八日、五万円
の支払いを命じた。

判決によると、男性
は二〇一〇年三月、休
日に東京・秋葉原を歩
行中、警察官から職務
質問を受けた。所持品
検査で一枚の刃が付い
た万能工具が見つか
り、軽犯罪法違反容疑
で書類送検されて起訴
猶予となつた。

都築政則裁判長は
「男性が異常な行動を
していたとはいえず、
犯罪行為を疑う理由は
なかった」と指摘。職
務質問とそれに続く所
持品検査を違法と判断

警視庁訟務課は「主
張が認められなかつた
ことは残念。判決内容
を検討した上で対応を
決める」とのコメント
を出した。

職務質問「違法」

東京地裁判決

5万円賠償命令

警視庁の警察官から違法な職務質問を受け、指紋も採取されたなどとして、東京都内の男性会社員⁴⁴が都や国に慰謝料と指紋や顔写真のデータ削除を求めた訴訟で、東京地裁（都築政則裁判長）は28日、「違法な職務質問だった」として、都に5万円の賠償を命じる判決を言い渡した。指紋採取などは適法だったとした。

判決によると、男性は2010年3月、東京・秋葉原を歩行中、警察官2人に職務質問され、ナイフ付き万能工具を所持していたとして、万世橋署で指紋を採取されるなどした。

警察官の一連の行為について争われ、判決は「男性には法律で定められた要件に異常な点はなく、職務質問と所持品検査は違法だ」と認定。ただ、工具の所有は軽犯罪法違反に当たり、男性も指紋採取などに応じたことから、「指紋や写真のデータ保管が違法とは言えない」と結論づけた。

読売新聞 2013年5月29日38面記事より

警官の職質違法認定

東京地裁判決「異常な行動なし」

都に賠償命令

警視庁の警察官から
違法な職務質問を受け
精神的苦痛を受けたと
して、会社員の男性が

東京都などに約200
万円の損害賠償を求め
た訴訟の判決で、東京
地裁は28日、5万円の
支払いを命じた。

判決によると、男性
は2010年3月、休

日に東京・秋葉原を歩
行中、職務質問を受け
た。所持品検査で2枚
の刃が付いた万能工具

が見つかり、軽犯罪法
違反容疑で書類送検さ
れて起訴猶予となっ
た。都築政則裁判長は

「男性が異常な行動を
していたとはいえず、
犯罪行為を疑う理由は
なかった」と指摘。職
務質問とそれに続く所
持品検査を違法と判断

決める」とのコメント
を出した。

警視庁証務課は「主
張が認められなかつた
ことは残念。判決内容
を検討した上で対応を

毎日新聞 2013年5月29日24面記事より

違法な職務質問 認定

地裁判決 5万円賠償 都に命令

秋葉原を歩行中に警視庁の警察官に違法な職務質問をされ、顔写真を撮影されたなどとして、都内の会社員男性(44)が都などを相手

支払いを都に命じた。デタ消去の請求は「承諾があつた」などとして退けた。

判決によると、男性は2010年3月、秋葉原を1人で歩いているところを警察官2人に職務質問され、所持品検査を受けた。かばんから小型ナイフ付きの万能工具が見つかり、万世橋裁であつた。都築政則裁判長は「違法な職務質問があつた」と認め、5万円の

署で顔写真を撮影され、指紋をとられた。

都側は「男性は警察官と目が合つた後、視線をそらした」として、警察官職務執行法上の職務質問の要件である「異常な挙動」があつたと主張した。

判決は、当日、傘をさし

ていたとする男性の証言などから「男性が視線をそらしたとする警察官の証言は信用できない」などとし、それをきっかけとする所持品検査も違法とした。

日本経済新聞 2013年5月29日 43面記事より

警視庁の職質
違法と認める
地裁、都に賠償命令

警視庁の違法捜査で精神的苦痛を受けたなどとして、男性会社員が東京都などに約200万円の損害賠償などを求めた訴訟の判決で、東京地裁（都築政則裁判長）は28日、男性への職務質問を違法

と認め、都に5万円の支払いを命じた。
判決によると、男性は2010年3月、東京・秋葉原で警察官2人から職務質問を受けた。

違法性を認定 都に賠償命令

秋葉原歩行中に職質

秋葉原を歩行中に警察官から職務質問され、犯罪事実がないのに送検、起訴猶予処分を受けたとして、豊島区の男性会社員が都などに約200万円の損害賠償などを求めた訴訟の判決が28日、東京地裁であった。都築政則裁判長は職務質問の違法性を認定、「休日に

秋葉原を歩いていただけで所持品検査までされた精神的苦痛は大きい」として、都に5万円の支払いを命じた。

警察官職務執行法は職務質問について「異常な拳動」から犯罪関与が疑われる場合などに実施できると規定。都側は「任意での職務質問は一般的に許容される」と主張したが、都築裁判長は規定に該当しない場合は任意でも違法との判断

判決によると、男性は平成22年3月に職務質問された際、小型ナイフ付きの携帯工具を持っていたことから任意同行を求められ、軽犯罪法違反容疑で書類送検された。東京区検は同年5月、男性を起訴猶予処分とした。